

世界の死刑制度の現状と日本

弁護士 山崎 勇人

1. 各国の現状

2011年4月11日に開催された法務省「死刑の在り方についての勉強会」(第5回)におけるアムネスティ・インターナショナル日本の説明資料によれば、死刑存置国の状況(2009年末時点)は以下のとおりです。

■死刑廃止国: 139

- ・あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国の数: 96
- ・通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国の数: 9
- ・事実上の死刑廃止国の数: 34

■死刑存置国: 58

さらに、地域ごとに細かく見てみると、次のようになります。

①アジア・中東

カンボジア王国、ネパール王国など死刑を全面的に廃止した国もありますが、主要国は死刑存置国です(イラン、イラク、サウジアラビア、中華人民共和国、中華民国(台湾)、インド、インドネシア共和国、パキスタン・イスラム共和国、シンガポール共和国、日本、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国など)。

②ヨーロッパ

EUの加盟国はすべて死刑を廃止しており、死刑廃止はEU加盟の条件でもあります。なお、ヨーロッパにおいては、ベラルーシ(EU非加盟)が唯一の死刑存置国となっています。

③北アメリカ

カナダ、メキシコ合衆国では死刑が廃止されていますが、アメリカ合衆国連邦政府、キューバ共和国では死刑が存置されています。

なお、州に強い主権を持たせているアメリカ合衆国では、死刑制度の存廃は各州法によって決められています。死刑に対する態度は州による差異も大きく、死刑を廃止した州もあれば、死刑を存置している州もあります(2009年4月現在、全米15州とコロンビア特別区等で死刑が廃止されており、他方、全米35州と連邦政府は死刑を存置しています)。

④南アメリカ

約8割の国が一般犯罪に対する死刑を廃止しており(アルゼンチン、ブラジル、チリ、ペルーなど)、完全に死刑を廃止している国もあります(コロンビア、エクアドルなど)。

⑤アフリカ

アフリカ53カ国のうち、13カ国が死刑を廃止しています。

⑥オセアニア

オーストラリア、ニュージーランドは、死刑を完全に廃止しています。

2. 日本における死刑の在り方について

上記のように、死刑廃止国の数が死刑存置国の数を上回っていることは事実であり、ヨーロッパでは死刑廃止がEUの加盟条件とされていること、2010年12月21日に開催された国連総会において、全世界の国々に対し、死刑廃止を視野に入れて死刑の執行停止を行うように求める決議が賛成多数で可決したこと(同様の決議が国連総会で採択されるのは、2007年、2008年に続いて3回目)などからすれば、死刑廃止が国際的な潮流であることは否定できないでしょう。

しかしながら、通常犯罪には死刑の適用がなくても、テロ犯罪や戦争などの有事の際には死刑を適用するという国も多く、人口の割合で見ると、死刑制度のある国で生活している人の方が圧倒的に多数であることも事実です。また、「事実上の廃止国」をどのように分類するかなどの問題もあるため、死刑存置国と廃止国の数のみを単純に比較して、一概に死刑が国際的に廃止される方向にあると評価するのは早計であるという見方もあります。

また、死刑廃止が世界の潮流だとしても、それが日本の治安や文化を守ってくれるわけではなく、国連やEUが我が国の犯罪防止や治安維持に責任を持ってくれるわけではないという批判もあります。

死刑を廃止した国には、その国ごとの政治、社会、経済的な理由があり、また、キリスト教的な宗教観も強く影響していると考えられます。そのため、諸外国が死刑を廃止しているのだから日本でも死刑を廃止しなければならないという論調には強い違和感を覚えます。

結局のところ、死刑を廃止するか存置するかは、その国ごとの文化的・宗教的な背景、国民意識、犯罪情勢、政治状況といった様々な要因を背景に各国の国民が主体的に決定すべき事項であると考えます。現在、法務省が「死刑の在り方についての勉強会」を開催して議論を進めていますが、日本における死刑の在り方については、犯罪被害者等を含む国民の意見、意識をしっかりと調査・検討したうえで日本独自の方針を決定すべきであると思っています。